

第2回 「認定心電検査技師」認定試験要項 決まる!

平成 20 年度「認定心電検査技師」認定試験の受験要項が決まりました。

詳細は日臨技ホームページ日臨技認定センター「認定心電検査技師認定試験実施要項」をご覧ください。

- ◇ 試験日時：平成 20 年 12 月 14 日(日) 午前 9 時 30 分～午後 1 時
- ◇ 試験会場：日本教育会館(東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)
- ◇ 受験資格：以下の全てを満たす者。
 - (1) 日本臨床衛生検査技師の会員で“日臨技生涯教育研修制度”修了者(平成 7～19 年度に修了証書を受領した者)、又は、受験申請時に平成 20 年度で修了点数を取得している者。
 - (2) 日本心電学会会員であること。ただし、受験申請に日本心電学会への入会も可とする。
 - (3) 受験に対し施設長あるいは所属長の承諾が得られた者。
- ◇ 試験出題範囲：日臨技ホームページ「日臨技認定センター」の認定心電検査技師カリキュラムの範囲。

[参考] 認定更新の要件：更新までの 5 年間に下記の(1)、(2)において合計 50 単位以上を取得すること。

- (1) 日臨技生涯教育研修制度の履修を修了していること。(20 単位)「必修」
- (2) 以下の①～⑤の研修会等で 30 単位以上取得すること。
 - ① 日臨技が主催または認定する研修会への受講。(10 単位)
 - ② 日本心電学会 学術集会への参加。(10 単位)
 - ③ 日本心電学会主催の教育セミナーへの参加。(10 単位)
 - ④ 日本心電学会主催の講習会への参加。(10 単位)
 - ⑤ 日本心電学会主催の公開講座への参加。(10 単位)

厚生労働省「第 1 回少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」 内視鏡室・開業医・手術室における ホルムアルデヒド取り扱いについて

日本医科大学千葉北総病院病理部 清水 秀樹¹
呉医療センター・中国がんセンター臨床研究部長 谷山 清己²

平成 20 年 3 月 1 日より特定化学物質障害予防規則(以下特化則)の一部が改正され、ホルムアルデヒドが特定化学物質第 3 類物質から特定第 2 類物質になり、来年 3 月包括的な施行がはじまる。医療機関においても、特化則に沿った取り扱いが構築中であると思われるが、内視鏡室、開業医における少量取り扱い、手術室における取り扱いの法的な規制のあり方を問う質問が厚生労働省に多く寄せられているようである。

そのような背景もあり、平成 20 年 7 月 22 日平成 20 年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会の「第 1 回少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」が開催された。厚生労働省よりホルムアルデヒド規制の導入経緯について説明が行われた後、「医療現場におけるホルムアルデヒドの使用実態」に関するヒアリングが行われた。

日本歯科医師会森岡氏より歯科医療における少量取り扱いにつき説明が行われた後、日本病理学会剖検・病理技術委員長谷山清己氏より、病理部門および医療機関としての取り組み状況につき説明が行われた。

「ホルムアルデヒド取り扱い」(病理学会ホームページ掲載)を提示し、病理業務のリスクアセスメントをはじめ、病理業務における作業環境管理、作業管理、健康管理について説明がなされた。

また、谷山氏が勤務されている呉医療センターにおける取り組みについてお話をされ、特に効果的であるのは、

「切り出し作業におけるプッシュプル型換気装置の導入。病院全体のホルマリン取り扱いの病理室への集中化(他の部署では作らない。分注しない)。ホルマリン入り容器は 2 重密閉が重要(特に保存容器)」であることを示された。

また、大切なこととして、ホルマリンを取り扱うものの「教育」の必要性があげられた。

以上、労働衛生管理を総合的に捉えて発表された内容は、検討会委員の先生方に概ね好評であったと見受けられた。今後の予定は、今年度中に医療現場におけるホルムアルデヒド使用に対する規制のあり方をとりまとめるようである。

法の規制も大切であるが、生体に有害・危険なものを扱っている私たちが、早急に行うべきこととして、「ホルムアルデヒド取り扱い」(病理学会ホームページ掲載)や呉医療センターの例^{*}を参考に病院全体として、病理室全体としてホルムアルデヒドの取り扱いを構築して行くことが重要であろう。

◇厚生労働省 「平成 20 年度第 1 回少量製造・取扱いの規制等に係る小検討会」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/07/s0722-8.html>

◇谷山清己、清水秀樹、根本則道：ホルムアルデヒドの健康障害防止について。日本病理学会HP

<http://jsp.umin.ac.jp/committee/formaldehyde01-080225.html>

◇清水秀樹：「病理検査におけるホルムアルデヒド取扱い」- 改正特定化学物質障害予防規則対策-

◇愛知県臨床検査技師会 病理研究班 HP

<http://www.aichi-amt.or.jp/labo/patho/reco/20080719-01.pdf>

1) 清水秀樹：日本病理学会剖検・病理技術委員会委員、日本臨床衛生検査技師会環境問題対策委員会 委員

2) 谷山清己：呉医療センター・中国がんセンター臨床研究部長/臨床検査科長、日本病理学会剖検・病理技術委員会 委員長

